

下関市教育委員会 10月定例会 資料

令和元年10月25日(金) 9:30～
教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第68号 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱
及び任命について P 2
- 第69号 下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 別冊
- 第70号 下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 別冊
- 第71号 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を
廃止する条例 別冊
- 第72号 財産の取得について 別冊
- 第73号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 P 4
- 第74号 下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 別冊
- 第75号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 別冊
- 第76号 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を
改正する条例 別冊

[報告事項]

○下関市青少年補導委員の委嘱について P 6

- 史跡勝山御殿跡の管理団体指定について …………… P 7
- 鯨と捕鯨文化に関する日本遺産認定申請について …………… P 10

教育委員会定例会 日程表

令和元年10月25日(金) 9時30分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第68号	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について	教育政策課
第69号	下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
第70号	下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	菊川教育支所
第71号	下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を廃止する条例	菊川教育支所
第72号	財産の取得について	豊北教育支所
第73号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第74号	下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	生涯学習課
第75号	下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課
第76号	下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例	豊浦教育支所

日程2

【報告事項】

下関市青少年補導委員の委嘱について	生涯学習課
史跡勝山御殿跡の管理団体指定について	文化財保護課
鯨と捕鯨文化に関する日本遺産認定申請について	文化財保護課

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和元年11月25日(月)

R1. 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

R1. 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

閉会

下関市教育委員会
議案第68号

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を提出する。

令和元年10月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則（平成31年教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、下記のとおり下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員を委嘱及び任命する。

記

- 1 委員 別紙のとおり
- 2 委員の任期 諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする

提案理由

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会の設置に伴い、委員を委嘱及び任命するもの。

別 紙

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員（案）

区分	氏名	公職等
学識経験者	静屋 智	国立大学法人 山口大学教授
	天野 かおり	公立大学法人 下関市立大学准教授
	赤堀 方哉	梅光学院大学教授
関係教育機関の職員	大井 誠子	下関市立清末幼稚園長
	原田 貴司	下関市立清末小学校長
	金子 聡	下関市立長成中学校長
	前田 智亜紀	下関市立川棚小学校教諭
保護者	板井 佑介	下関市幼稚園 P T A 連合会長 (第一幼稚園 PTA 会長)
	松永 英治	下関市小学校 P T A 連合会長 (豊浦小学校 PTA 会長)
	川口 哲郎	下関市中学校 P T A 連合会長 (山の田中学校 PTA 会長)
下関市連合自治会の役員	村尾 寛	下関市連合自治会副会長
公募に応募した市民	内山 峯生	
	北尾 洋二	

下関市教育委員会
議案第73号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年10月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条第3号の表担任する事務の項中「第1項」の次に「及び下関市立図書館の設置等に関する条例（平成17年条例第110号）第11条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）の審査に伴い、所要の条文整備を行うため。

議案第73号参考資料

新旧対照表

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

旧		新	
第38条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 下関市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により設置された附属機関	第38条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 下関市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により設置された附属機関	名称 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）	名称 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市生涯学習プラザ）
担任する事務 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例第21条第1項の規定による下関市生涯学習プラザの指定管理候補者の選定について審議すること。	担任する事務 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例第21条第1項の規定による下関市生涯学習プラザの指定管理候補者の選定について審議すること。	担任する事務 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例第21条第1項及び下関市立図書館の設置等に関する条例（平成17年条例第110号）第11条第1項の規定による下関市生涯学習プラザの指定管理候補者の選定について審議すること。	担任する事務 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例第21条第1項及び下関市立図書館の設置等に関する条例（平成17年条例第110号）第11条第1項の規定による下関市生涯学習プラザの指定管理候補者の選定について審議すること。
庶務を処理する組織 生涯学習課	庶務を処理する組織 生涯学習課	庶務を処理する組織 生涯学習課	庶務を処理する組織 生涯学習課

報 告 事 項
令和元年10月25日
生涯学習課

下関市青少年補導委員の委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり市長より委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の委嘱者

委嘱者 坂本 一男（木屋川校区）

2. 任期等

委嘱年月日 令和元年10月1日

任 期 令和元年10月1日～令和3年5月31日

3. 報告説明

校区補導委員（木屋川校区）の定数欠員を補充するため、新たに1名の委嘱を行ったもの。

報 告 事 項
令和元年（2019年）10月25日
文 化 財 保 護 課

史跡勝山御殿跡の管理団体指定について（報告）

平成31年3月の教育委員会定例会にて報告した、文部科学大臣による勝山御殿跡の国史跡への指定について、この度、文化庁長官（宮田亮平）により、史跡を管理すべき地方公共団体として下関市が指定されたことが官報にて告示されましたので、報告いたします。

記

1. 指定名称 勝山御殿跡（かつやまごてんあと）
2. 指 定 地 下関市大字田倉41番6外23筆等（全て下関市所有地）
3. 指定面積 33,262.37㎡（登記簿上面積）
4. 史跡指定日 平成31年2月26日（官報告示文部科学省告示20号）
5. 管理団体指定日 令和元年10月10日（官報告示文化庁告示12号）

以上

府 令 ・ 省 令

○内閣府、総務省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省、経済産業省、令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
令和元年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
法務大臣 河井 克行
外務大臣 茂木 敏充
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 菅原 一秀
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎
防衛大臣 河野 太郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令
内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、令第二号の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「はり」を「貼り」に改め、同条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に「はり」を「貼り」に改める。
様式第1から様式第6までの様式中「田中口澁紙」を「田中陸澁紙」に改める。
附 則
この命令は、公布の日から施行する。

告 示

○農林水産省告示第十八号
国土交通省

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八條第十一項の規定に基づき、産業振興施策促進事項について次のとおり同意したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十日

総務大臣 高市 早苗
農林水産大臣 江藤 拓
国土交通大臣 赤羽 一嘉

○文化庁告示第十二号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十日

産業振興施策促進区域 熊本県球磨郡多良木町の一部 (旧久米村)	産業振興施策促進事項を記載しようとする山村振興計画の作成主体の名称 多良木町	令和元年九月二十五日
---------------------------------------	---	------------

文化庁長官 宮田 亮平

○文化庁告示第十三号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、香川県高松市及び同さぬき市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十日

上人壇麿寺跡	昭和三十二年文化財保護委員会告示第三十四号、昭和三十七年文部省告示第八十八号、平成十二年文部省告示第六十九号及び平成三十一年文部科学省告示第二十六号	須賀川市（福島県）
棚倉城跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	棚倉町（福島県）
下寺尾西方遺跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	茅ヶ崎市（神奈川県）
城の山古墳	平成三十一年文部科学省告示第二十号	胎内市（新潟県）
船来山古墳群	平成三十一年文部科学省告示第二十号	本巢市（岐阜県）
勝山御殿跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	下関市（山口県）
安徳台遺跡	平成三十一年文部科学省告示第二十号	那珂川市（福岡県）

文化庁長官 宮田 亮平

○文化庁告示第十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十日

高松藩主松平家墓所	平成三十一年文部科学省告示第二十号	高松市（香川県）
		さぬき市（香川県）

文化庁長官 宮田 亮平

文化庁長官 宮田 亮平

上欄	名 称	指 定 告 示	下欄
	旧林野館庭園	平成三十一年文部科学省告示第二十一号	地方公共団体名 洲本市(兵庫県)

○厚生労働省告示第百四十三号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和二十六年厚生省令第1号)第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令(平成十六年厚生労働省令第61号)第三条第二項の規定により、試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

登録番号	氏名又は名称	変更前の試験検査を行う事業所の所在地	変更後の試験検査を行う事業所の所在地	変更年月日
四九	一般社団法人静岡厚生生活科学検査センター	静岡県静岡市葵区北安東四丁目二十七番二号	静岡県藤枝市谷稲葉一丁目五百八十八番	令和元年九月九日

○農林水産省告示第百三十三号
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七條第一項の規定に基づき、令和元年九月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定に基づき告示する。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第105536号	汚泥発酵肥料	しのびの里 完熟肥料	株式会社いがり	三重県伊賀市川原町東字徳泉寺945番地1
生第105539号	液状複合肥料	実りの滴	甘彩大花株式会社	東京都千代田区平河町一丁目6番15号
生第105543号	化成肥料	化成肥料	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第105545号	化成肥料	化成肥料	エムシー・アグリイオン株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第105546号	汚泥発酵肥料	汚泥発酵肥料1号	下妻地方食肉協同組合	茨城県下妻市二本紀142番地
生第105533号	液状複合肥料	Folia Stim Liquid	エノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切99番地
有効期間が6年であるもの登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第105534号	化成肥料	クワイエイト有機入り化成25	クワイエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町1丁目5番6号
生第105537号	化成肥料	化成肥料	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡159番地3
生第105540号	化成肥料	高度化成A444号	株式会社サトウ・エントナライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段南苑ビル4階

生第105541号	化成肥料	高度化成A444AN	株式会社手塚コーポレーション	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段南苑ビル4階
生第105542号	化成肥料	高度化成AN444	アシアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
生第105535号	重過りん酸石	TSP44.5	中原物産株式会社	大阪府柏原市田明町1000番62号
生第105538号	配合肥料	IFC費用一発肥料500	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太宰田1957番地
生第105544号	腐植酸若土肥	腐植酸若土肥料1号	シーアブテクノス株式会社	東京都港区港南二丁目13番1号

2 保証成分とその他の規格(肥田取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有機成分の最大量その他の規格)
肥料の名称ごとの保証成分とその他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有機成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置く(後掲に供する。)

○農林水産省告示第百三十四号
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十月十日 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 佐賀県唐津市七山池原字谷口九の二、七山池原字下二〇二〇の二、二〇二〇の三、字横道甲一九四〇〇、甲一九四四、甲一九四五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定の区域 土砂の流出の防備

四 指定の区域 土砂の流出の防備

五 指定の区域 土砂の流出の防備

六 指定の区域 土砂の流出の防備

七 指定の区域 土砂の流出の防備

八 指定の区域 土砂の流出の防備

九 指定の区域 土砂の流出の防備

十 指定の区域 土砂の流出の防備

十一 指定の区域 土砂の流出の防備

十二 指定の区域 土砂の流出の防備

十三 指定の区域 土砂の流出の防備

十四 指定の区域 土砂の流出の防備

十五 指定の区域 土砂の流出の防備

十六 指定の区域 土砂の流出の防備

十七 指定の区域 土砂の流出の防備

十八 指定の区域 土砂の流出の防備

十九 指定の区域 土砂の流出の防備

二十 指定の区域 土砂の流出の防備

二十一 指定の区域 土砂の流出の防備

二十二 指定の区域 土砂の流出の防備

二十三 指定の区域 土砂の流出の防備

二十四 指定の区域 土砂の流出の防備

二十五 指定の区域 土砂の流出の防備

二十六 指定の区域 土砂の流出の防備

二十七 指定の区域 土砂の流出の防備

二十八 指定の区域 土砂の流出の防備

二十九 指定の区域 土砂の流出の防備

三十 指定の区域 土砂の流出の防備

三十一 指定の区域 土砂の流出の防備

三十二 指定の区域 土砂の流出の防備

三十三 指定の区域 土砂の流出の防備

三十四 指定の区域 土砂の流出の防備

三十五 指定の区域 土砂の流出の防備

三十六 指定の区域 土砂の流出の防備

三十七 指定の区域 土砂の流出の防備

三十八 指定の区域 土砂の流出の防備

三十九 指定の区域 土砂の流出の防備

四十 指定の区域 土砂の流出の防備

四十一 指定の区域 土砂の流出の防備

四十二 指定の区域 土砂の流出の防備

四十三 指定の区域 土砂の流出の防備

四十四 指定の区域 土砂の流出の防備

四十五 指定の区域 土砂の流出の防備

四十六 指定の区域 土砂の流出の防備

四十七 指定の区域 土砂の流出の防備

四十八 指定の区域 土砂の流出の防備

四十九 指定の区域 土砂の流出の防備

五十 指定の区域 土砂の流出の防備

五十一 指定の区域 土砂の流出の防備

五十二 指定の区域 土砂の流出の防備

五十三 指定の区域 土砂の流出の防備

五十四 指定の区域 土砂の流出の防備

五十五 指定の区域 土砂の流出の防備

五十六 指定の区域 土砂の流出の防備

五十七 指定の区域 土砂の流出の防備

五十八 指定の区域 土砂の流出の防備

五十九 指定の区域 土砂の流出の防備

六十 指定の区域 土砂の流出の防備

六十一 指定の区域 土砂の流出の防備

六十二 指定の区域 土砂の流出の防備

六十三 指定の区域 土砂の流出の防備

六十四 指定の区域 土砂の流出の防備

六十五 指定の区域 土砂の流出の防備

六十六 指定の区域 土砂の流出の防備

六十七 指定の区域 土砂の流出の防備

六十八 指定の区域 土砂の流出の防備

六十九 指定の区域 土砂の流出の防備

七十 指定の区域 土砂の流出の防備

七十一 指定の区域 土砂の流出の防備

七十二 指定の区域 土砂の流出の防備

七十三 指定の区域 土砂の流出の防備

七十四 指定の区域 土砂の流出の防備

七十五 指定の区域 土砂の流出の防備

七十六 指定の区域 土砂の流出の防備

七十七 指定の区域 土砂の流出の防備

七十八 指定の区域 土砂の流出の防備

七十九 指定の区域 土砂の流出の防備

八十 指定の区域 土砂の流出の防備

八十一 指定の区域 土砂の流出の防備

八十二 指定の区域 土砂の流出の防備

八十三 指定の区域 土砂の流出の防備

八十四 指定の区域 土砂の流出の防備

八十五 指定の区域 土砂の流出の防備

八十六 指定の区域 土砂の流出の防備

八十七 指定の区域 土砂の流出の防備

八十八 指定の区域 土砂の流出の防備

八十九 指定の区域 土砂の流出の防備

九十 指定の区域 土砂の流出の防備

九十一 指定の区域 土砂の流出の防備

九十二 指定の区域 土砂の流出の防備

九十三 指定の区域 土砂の流出の防備

九十四 指定の区域 土砂の流出の防備

九十五 指定の区域 土砂の流出の防備

九十六 指定の区域 土砂の流出の防備

九十七 指定の区域 土砂の流出の防備

九十八 指定の区域 土砂の流出の防備

九十九 指定の区域 土砂の流出の防備

一百 指定の区域 土砂の流出の防備

一 保安林の所在場所 佐賀県唐津市七山池原字榎原乙五、乙一八の二、乙一八の三、乙四〇〇の二、乙四〇〇の三、乙四〇〇の四、乙四〇〇の五、乙四〇〇の六、乙四〇〇の七、乙四〇〇の八、乙四〇〇の九、乙四〇〇の十、乙四〇〇の十一、乙四〇〇の十二、乙四〇〇の十三、乙四〇〇の十四、乙四〇〇の十五、乙四〇〇の十六、乙四〇〇の十七、乙四〇〇の十八、乙四〇〇の十九、乙四〇〇の二十、乙四〇〇の二十一、乙四〇〇の二十二、乙四〇〇の二十三、乙四〇〇の二十四、乙四〇〇の二十五、乙四〇〇の二十六、乙四〇〇の二十七、乙四〇〇の二十八、乙四〇〇の二十九、乙四〇〇の三十、乙四〇〇の三十一、乙四〇〇の三十二、乙四〇〇の三十三、乙四〇〇の三十四、乙四〇〇の三十五、乙四〇〇の三十六、乙四〇〇の三十七、乙四〇〇の三十八、乙四〇〇の三十九、乙四〇〇の四十、乙四〇〇の四十一、乙四〇〇の四十二、乙四〇〇の四十三、乙四〇〇の四十四、乙四〇〇の四十五、乙四〇〇の四十六、乙四〇〇の四十七、乙四〇〇の四十八、乙四〇〇の四十九、乙四〇〇の五十、乙四〇〇の五十一、乙四〇〇の五十二、乙四〇〇の五十三、乙四〇〇の五十四、乙四〇〇の五十五、乙四〇〇の五十六、乙四〇〇の五十七、乙四〇〇の五十八、乙四〇〇の五十九、乙四〇〇の六十、乙四〇〇の六十一、乙四〇〇の六十二、乙四〇〇の六十三、乙四〇〇の六十四、乙四〇〇の六十五、乙四〇〇の六十六、乙四〇〇の六十七、乙四〇〇の六十八、乙四〇〇の六十九、乙四〇〇の七十、乙四〇〇の七十一、乙四〇〇の七十二、乙四〇〇の七十三、乙四〇〇の七十四、乙四〇〇の七十五、乙四〇〇の七十六、乙四〇〇の七十七、乙四〇〇の七十八、乙四〇〇の七十九、乙四〇〇の八十、乙四〇〇の八十一、乙四〇〇の八十二、乙四〇〇の八十三、乙四〇〇の八十四、乙四〇〇の八十五、乙四〇〇の八十六、乙四〇〇の八十七、乙四〇〇の八十八、乙四〇〇の八十九、乙四〇〇の九十、乙四〇〇の九十一、乙四〇〇の九十二、乙四〇〇の九十三、乙四〇〇の九十四、乙四〇〇の九十五、乙四〇〇の九十六、乙四〇〇の九十七、乙四〇〇の九十八、乙四〇〇の九十九、乙四〇〇の一百

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定の目的 水源の涵養

四 指定の目的 水源の涵養

五 指定の目的 水源の涵養

六 指定の目的 水源の涵養

七 指定の目的 水源の涵養

八 指定の目的 水源の涵養

九 指定の目的 水源の涵養

十 指定の目的 水源の涵養

十一 指定の目的 水源の涵養

十二 指定の目的 水源の涵養

十三 指定の目的 水源の涵養

十四 指定の目的 水源の涵養

十五 指定の目的 水源の涵養

十六 指定の目的 水源の涵養

十七 指定の目的 水源の涵養

十八 指定の目的 水源の涵養

十九 指定の目的 水源の涵養

二十 指定の目的 水源の涵養

二十一 指定の目的 水源の涵養

二十二 指定の目的 水源の涵養

二十三 指定の目的 水源の涵養

二十四 指定の目的 水源の涵養

二十五 指定の目的 水源の涵養

二十六 指定の目的 水源の涵養

二十七 指定の目的 水源の涵養

二十八 指定の目的 水源の涵養

二十九 指定の目的 水源の涵養

三十 指定の目的 水源の涵養

三十一 指定の目的 水源の涵養

三十二 指定の目的 水源の涵養

三十三 指定の目的 水源の涵養

三十四 指定の目的 水源の涵養

三十五 指定の目的 水源の涵養

三十六 指定の目的 水源の涵養

三十七 指定の目的 水源の涵養

三十八 指定の目的 水源の涵養

三十九 指定の目的 水源の涵養

四十 指定の目的 水源の涵養

四十一 指定の目的 水源の涵養

四十二 指定の目的 水源の涵養

四十三 指定の目的 水源の涵養

四十四 指定の目的 水源の涵養

四十五 指定の目的 水源の涵養

四十六 指定の目的 水源の涵養

四十七 指定の目的 水源の涵養

四十八 指定の目的 水源の涵養

四十九 指定の目的 水源の涵養

五十 指定の目的 水源の涵養

五十一 指定の目的 水源の涵養

五十二 指定の目的 水源の涵養

五十三 指定の目的 水源の涵養

五十四 指定の目的 水源の涵養

五十五 指定の目的 水源の涵養

五十六 指定の目的 水源の涵養

五十七 指定の目的 水源の涵養

五十八 指定の目的 水源の涵養

五十九 指定の目的 水源の涵養

六十 指定の目的 水源の涵養

六十一 指定の目的 水源の涵養

六十二 指定の目的 水源の涵養

六十三 指定の目的 水源の涵養

六十四 指定の目的 水源の涵養

六十五 指定の目的 水源の涵養

六十六 指定の目的 水源の涵養

六十七 指定の目的 水源の涵養

六十八 指定の目的 水源の涵養

六十九 指定の目的 水源の涵養

七十 指定の目的 水源の涵養

七十一 指定の目的 水源の涵養

七十二 指定の目的 水源の涵養

七十三 指定の目的 水源の涵養

七十四 指定の目的 水源の涵養

七十五 指定の目的 水源の涵養

七十六 指定の目的 水源の涵養

七十七 指定の目的 水源の涵養

七十八 指定の目的 水源の涵養

七十九 指定の目的 水源の涵養

八十 指定の目的 水源の涵養

八十一 指定の目的 水源の涵養

八十二 指定の目的 水源の涵養

八十三 指定の目的 水源の涵養

八十四 指定の目的 水源の涵養

八十五 指定の目的 水源の涵養

八十六 指定の目的 水源の涵養

八十七 指定の目的 水源の涵養

八十八 指定の目的 水源の涵養

八十九 指定の目的 水源の涵養

九十 指定の目的 水源の涵養

九十一 指定の目的 水源の涵養

九十二 指定の目的 水源の涵養

九十三 指定の目的 水源の涵養

九十四 指定の目的 水源の涵養

九十五 指定の目的 水源の涵養

九十六 指定の目的 水源の涵養

九十七 指定の目的 水源の涵養

九十八 指定の目的 水源の涵養

九十九 指定の目的 水源の涵養

一百 指定の目的 水源の涵養

鯨と捕鯨文化に関する日本遺産認定申請について

令和2年度の日本遺産認定について、下記のとおり、本市が中心となり、関連自治体と連携して、鯨と捕鯨文化をテーマとした日本遺産認定申請の取り組みを進めることとなりましたので、報告いたします。

記

- 1 テーマ 鯨と捕鯨文化
- 2 経緯 水産庁等の提案を受け、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会加盟の市町が共同で「鯨と捕鯨文化」をテーマに日本遺産に認定申請するもの。
- 3 参加表明自治体 （8道県17市町 ◎代表市）
 - 北海道 網走市・釧路市・乙部町
 - 宮城県 石巻市
 - 千葉県 南房総市
 - 石川県 能登町
 - 静岡県 伊東市
 - 和歌山県 岩出市・太地町・那智勝浦町
 - 山口県 ◎下関市・長門市
 - 長崎県 長崎市・平戸市・壱岐市・東彼杵町・新上五島町

（令和元年10月18日現在）
- 4 スケジュール
 - 令和元年10月18日 全国鯨フォーラム2019in東京にて
下関市長による認定申請発起
参加自治体キックオフ協議
 - 10月～12月 ストーリー、構成文化財、地域活性化計画等策定
文化庁協議、自治体間協議
 - 令和2年 1月中旬 申請案確定
 - 1月下旬 認定申請書提出（山口県経由）
 - 5月初旬 文化庁認定発表

参考

「日本遺産 (Japan Heritage)」とは

- ・文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定。来訪者に構成文化財等を周遊してもらうことで地域活性化を推進するもの
- ・令和2年までに100件程度認定する予定。令和元年8月現在、83件が認定
- ・本市は北九州市と共同で平成29年度に「関門”ノスタルジック”海峡～時の停車場近代化の記憶～」が認定済

以上